

地方税法施行令等の一部を改正する政令の概要について

平成23年6月
総務省

1 改正の趣旨

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる共用飛行場を追加する等所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 港湾法の国際戦略港湾等における港湾運営会社が国の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象となる家屋及び償却資産の細目を定める。
- ② 新築のサービス付き高齢者向け住宅及びその用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置の対象となる住宅の細目を定める。

(2) 国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる共用飛行場の追加

- ・ 国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる共用飛行場に、岩国飛行場を追加する。

3 施行期日

原則として公布の日から施行する。